

「体育学研究」論文審査に関する申し合わせ

一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会

「体育学研究」編集委員会

1. 「体育学研究」編集委員会（以下「本委員会」という）規程第4条に基づき、「論文審査に関する申し合わせ」を以下のように定める。
2. 審査員の選出と審査期間
 - 1) 投稿者が希望する審査領域の編集委員（以下「担当編集委員」という）が審査員を選出する。審査員は、会員・非会員を問わない。
 - 2) 投稿論文および本委員会が投稿を依頼した論文（以下「依頼論文」という）の内、総説、原著、実践研究、事例報告、研究資料については、担当編集委員は2名の審査員を選出し、審査を依頼する。
 - 3) 投稿論文および依頼論文の内、書評、内外の研究動向、研究上の問題提起、論評については、担当編集委員は1名の審査員を選出し、審査を依頼する。
 - 4) 新規投稿論文と新規依頼論文の審査期間は、原則として4週間とする。但し、審査員が会員の場合は2週間の、非会員の場合は3週間の猶予期間をおく。
 - 5) 再提出論文の審査期間は、原則として2週間とする。但し、審査員が会員の場合は1週間の、非会員の場合は2週間の猶予期間をおく。
3. 投稿規程に「論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う」とあるので、審査は論文内容の科学的妥当性を評価することを主な目的とし、審査員の考えを押しつけることがないよう配慮する。また投稿者との見解の相違により審査が繰り返されることを避け、論文掲載後に、「論評」（注参照）を用いた「体育学研究」誌上での議論により、体育学の発展や「体育学研究」の質向上に寄与できることも念頭におく。
4. 新規投稿論文に対する審査
 - 1) 新規投稿論文が「体育学研究」投稿規程に反していると担当編集委員が認めた場合には、編集委員長は投稿者に論文の修正を求めることができる。
 - 2) 審査員は編集委員会が別に定める「体育学研究」論文審査要領に従って論文を審査し、審査結果（判定）を編集委員会に報告しなければならない。審査員による判定の種類およびその基準は以下の通りとする。

A判定：誤字脱字等のケアレスミスがなく、そのまま掲載が可能な論文と判断されたもの

B判定：ケアレスミスも含めて内容の修正が必要な論文と判断されたもの

C判定：論文の内容に修正不可能な問題があり、掲載が不適切な論文と判断されたもの

D判定：何らかの理由（審査員の専門性の違いや多忙等）で審査が困難であると判断されたもの。ただし、D判定とする場合、審査員は事前に編集委員会に問い合わせを行わなければならない。
 - 3) D判定に対し、担当編集委員は直ちに他の審査員を選び、審査を依頼する。
 - 4) 編集委員会は、審査員の判定に基づき、原稿掲載の可否を以下のように決定する。
 - (1) 審査員が1名の場合は、その判定に従う。
 - (2) 審査員2名の場合はつぎのようにする。

(A, A) の場合「掲載可」

(A, B) , (B, B) の場合「修正再審査」

(C, C) の場合「掲載不可」

(A, C) , (B, C) の場合, 担当編集委員はC判定の理由を確認し, その判定が支持できると判断した場合, 編集委員長へ報告し, 承認を得た上で, 掲載不可とすることができる. 一方, 担当編集委員はC判定の理由を確認し, 3人目の審査が必要と判断した場合, 新たに審査員を選び, 審査を依頼する. 審査を依頼する際, 参考資料としてC判定の審査結果を通知する.

3名の審査員の判定を併せて以下のようにする.

(A, C, A) の場合「掲載可」

(A, C, B) の場合「修正再審査」

(A, C, C) の場合「掲載不可」

(B, C, A) の場合「修正再審査」

(B, C, B) の場合「修正再審査」

(B, C, C) の場合「掲載不可」

5) 編集委員会は審査結果を速やかに投稿者及び審査員に通知する.

- (1) 「掲載可」および「掲載不可」の場合は, 担当編集委員が所見を作成し, 編集委員会による審議を行う. その審査結果および全審査員の判定と審査コメントを投稿者に送付する.
- (2) 「修正再審査」の場合は, 全審査員の判定と審査コメントを投稿者に送付し, 論文の修正・再提出を求める. この際, 2名の審査員の意見が矛盾する, 審査コメントとして不適切な表現があるなど, 審査コメントをそのまま投稿者に送付することに問題がある場合には, 必要に応じて担当編集委員が審査員との調整を行う. 調整期間は, 原則として2週間とする.

5. 再提出論文に対する審査

- 1) 再提出論文はB判定の審査員が再度審査する.
- 2) 再審査時には, 全審査員の審査結果および投稿者からの回答書が各審査員に公開される.
- 3) 再審査の結果により, 以下の基準で審査結果を決定する.
 - (1) それまでの審査と合わせAが2つの場合は「掲載可」, Cが2つの場合は「掲載不可」とする.
 - (2) 初めてCがついた(A, C) (B, C) の場合は, 上記4-4) - (2) に従う.
 - (3) Bの場合は「修正再審査」とする.
- 4) 審査結果は, 上記4-5) に従って投稿者に通知する.
- 5) 以下, 繰り返される再提出に対しては同じ手順を繰り返す. ただし, 3回目の原稿が提出された時点以降は, 編集委員会の判断を優先させることができる. なお, 2回目の審査以降に, 第3審査員を依頼した場合は, その時点を1回目とみなす.

6. 上記の「4. 新規投稿論文に対する審査」および「5. 再提出論文に対する審査」の過程において, 担当編集委員が審査コメントへの補足または重大な疑義があると判断した場合には, 編集委員長の承認の下, 審査員に照会することができる.
7. 依頼論文の審査にあたっては, 上記の「4. 新規投稿論文に対する審査」および「5. 再提出論文に対する審査」に従う.
8. 担当編集委員が所見作成段階において, 当該論文の判定に重大な問題(「今後の課題」や「研究の限

界」の加筆を含む）がある」と判断した場合には、編集委員長の承認の下、審査員に照会する。担当編集委員は、審査員への照会結果（問題の指摘に対する同意・不同意）に基づき、以下のように決定する。

（1）審査員が1名の場合はつぎのようにする。

（同意）の場合、担当編集委員から直接投稿者に論文の修正・再提出を求める。

（不同意）の場合、編集委員会のメール審議を行う。

（2）審査員2名の場合はつぎのようにする。

（同意，同意），（同意，不同意）の場合、担当編集委員から直接投稿者に論文の修正・再提出を求める。

（不同意，不同意）の場合、編集委員会のメール審議を行う

9. 編集委員会がメール審議の段階において、当該論文の判定に重大な問題（「今後の課題」や「研究の限界」の加筆を含む）がある」と判断した場合には、審査員に照会した上で、編集委員会としての判断を下す場合がある。
10. 上記2～8とは別に、担当編集委員が新規投稿論文を審査に回す必要がないと判断した場合は、編集委員長の承認の下、編集委員会のメール審議を経て掲載不可とすることができる。
11. 上記2～8とは別に、投稿規程第5条で定める「二次出版」の論文については、すでに他誌によって審査を受けて掲載されたものであるため、審査は掲載を前提に、論文内容に重大な問題がない限り日本語のチェックのみとし、担当編集委員が行う。審査期間は、原則として4週間とし、2週間の猶予期間をおく。
12. この申し合わせは、本委員会の決議により改正することができる。

（注）「体育学研究」における「論評」とは、「体育学研究」に掲載された原著論文などに対する批判や質疑である。「論評」の対象となる論文の研究領域や研究内容についての十分な知識に基づいた論理的、科学的なものであることが必要である。

附則

1. この申し合わせは、平成11年4月1日から施行する。
2. この申し合わせは、平成16年9月4日から改正施行する。
3. この申し合わせは、平成18年12月9日から改正施行する。
4. この申し合わせは、平成20年4月1日から改正施行する。
5. この申し合わせは、平成21年10月17日から改正施行する。
6. この申し合わせは、平成23年3月12日から改正施行する。
7. この申し合わせは、平成23年6月11日から改正施行する。
8. この申し合わせは、平成23年9月25日から改正施行する。
9. この申し合わせは、平成24年4月1日から改正施行する。
10. この申し合わせは、平成24年11月1日から改正施行する。
11. この申し合わせは、平成26年2月23日から改正施行する。
12. この申し合わせは、平成26年8月24日から改正施行する。
13. この申し合わせは、2017年6月10日から改正施行する。
14. この申し合わせは、2018年2月1日から改正施行する。
15. この申し合わせは、2018年3月30日から改正施行する。

16. この申し合わせは、2021 年 4 月 1 日から改正施行する.
17. この申し合わせは、2021 年 6 月 12 日から改正施行する.
18. この申し合わせは、2023 年 12 月 5 日から改正施行する.
19. この申し合わせは、2026 年 8 月 1 日から改正施行する.